

事件簿から：墳墓地の登記名義 ～ “エンディングノート” の一頁に～

「エンディングノート」という言葉が世の中に定着したのはいつ頃からでしょうか。人生の最後に備えて自身の希望などを書き記し、準備しておく“終活”。最近ではそれが、様々な場で推奨されているようです。数年前に公開されたドキュメンタリー映画『エンディングノート』が話題を呼んだことも、こうした流れに拍車をかけたのかも知れません。

映画の中で主人公は、死を迎える“段取り”の一つとして、教会の神父を訪ねます。その心境は詳しくは語られませんが、死後の“行き先”が心配だったのででしょうか。確かに、多少なりとも同じ心配は、誰の胸にもあることでしょう。

【お墓は相続財産？】

「うちのお墓の名義を変えておきたいんですが、できれば自分が入る前に是非...。」 墳墓地の登記の相談を受けることが時々あります。相談の大半は、墳墓地の登記名義が御先祖のままになっていて、これを現在の祭祀主宰者である自分名義にしたいという事案。代々続く地主の家系にはよくあるケースです。



とりあえず過去の相続関係書類を拝見します。戸籍や遺産分割協議書の記載等により、権利承継の有無、登記手続きの可否、必要書類等の判断の参考とするためです。

実務上、遺産分割協議書によって墳墓地の相続登記をすることは珍しくはありませんが、実は民法上、墳墓地は相続財産ではなく、遺産分割協議の対象ではありません。民法 897 条は、次のように定めています。「系譜、祭具及び墳墓の所有権は、...慣習に従って祖先の祭祀を主宰すべき者が承継する。但し、被相続人の指定に従って祖先の祭祀を主宰すべき者がいるときは、その者が承継する。

前項本文の場合において慣習が明らかでないときは、同項の権利を承継すべき者は、家庭裁判所が定める。」この条文に厳格な登記官から、「墳墓地は相続財産ではないのだから、相続登記は受理しない」旨の指導を受け、遺産分割協議書を作成した税理士を驚かせたこともありました。この扱

いは後日変更され、申請は受理されました。それは、一定の条件下で遺産分割協議による墳墓地の相続登記を認める旨の古い登記先例[昭和 35 年 5 月 19 日民事甲 1130 ]に沿うものですが、そこには、「登記申請の目的物件たる墳墓地が、被相続人の祭祀財産であるかどうかは書類審査上不明であるので(申請は受理する)」という含意があり、「祭祀財産は相続により承継されるものではない」という民法の規定と矛盾するわけではありません。

【お墓の相続登記】

あるケースでは、墳墓地の登記名義は、依頼者の曾祖父(祖父の父)、依頼者の祖父は六男でした。その頃は旧民法の家督相続の時代、長男(本家)が祭祀財産を含む家督を相続。六男の祖父(分家)には相続関係がありません。ところが長男の死後、当時の事情から、六男の祖父が祭祀を承継し「墓を守る」ことに...。この権利承継をどう確認し何を登記原因証明情報にするか? 調査、相談、菩提寺の申述書、祖父の兄・祖父・父の共同相続人全員(総勢約 20 人)からの祭祀財産承継者確認書等の徴求へ...。墳墓地に関わる登記手続きは、方法、必要書類、期間、費用等、ケース・バイ・ケースです。

本件も月日を経て漸く完了。一度は諦めかけていた依頼者の方も、ホッと一安心。「自分が入る前にお墓の登記名義を直す」ミッションを終えたことに、こちらも安堵しました。

【最後に】

映画『エンディングノート』の主人公は、死を迎える自らの“段取り”を「人生最後の一大プロジェクト」と表現します。余命宣告までは受けていなくとも、私たちは誰もが“余命”を生きる者です。その意味で全てのご依頼は「人生最後の一大プロジェクト」の一部といえるでしょう。心を込めてお手伝いしたいと思います。朝日税理士法人を通じて、石井法務総合事務所にご相談下さい。尚、遺言書を作成される際には、祭祀承継者の指定を、どうぞお忘れなく。

(文責:司法書士法人石井法務総合事務所石井眞司)